

令和 2 年

上砂川町議会会議録

令和2年第6回 臨時 会

(第 1 号)

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和2年第6回臨時会

(11月27日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	4
議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	4
議案第33号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）（原案可決）	7
閉会の宣告	8

出席議員

議席 番号	氏 名	6 臨
		11.27
1	笹木 笑子	○
2	水谷 壽子	○
3	小澤 一文	○
4	越前 等	○
5	伊藤 充章	○
6	吉川 洋	○
7	堀内 哲夫	○
8	数馬 尚	○
9	高橋 成和	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	6 臨
		11.27
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	林 智 明	○
教 育 長	飯 山 重 信	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○
監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○
総 務 課 長	内 野 博 之	○
企 画 課 長	鷲 尾 仁 志	○
建 設 課 長	三 原 浩 明	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○
福祉課保健予防 担 当 参 事	林 孔 美	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	6 臨
		11.27
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○
主 査	佐 藤 友 歌	○

令和 2 年

上砂川町議会第 6 回臨時会会議録（第 1 日）

11月27日（金曜日）午前10時00分 開 会
午前10時14分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

11月27日 1日間

第 3 議案第 3 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 4 議案第 3 2 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第 3 3 号 令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）

○会議録署名議員

6 番 吉 川 洋 7 番 堀 内 哲 夫

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和2年第6回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、吉川議員、7番、堀内議員を指名いたします。よろしく願います。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第31号 議案第32号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第31号と日程第4、議案第32号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてと日程第4、議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第31号及び議案第32号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の期末手当について、人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

次に、議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員及び町議会議員の期末手当について、人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第31号及び議案第32号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの改正は、一般職及び特別職並びに議会議員の期末手当について、令和2年人事院勧告に準じた改正を行うものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー1を御覧願います。初めに、人事院勧告の概要でございます。人事院では、官民給与等の比較調査の結果、民間事業所におけるボーナスの支給割合が国家公務員の支給月数を下回ったことから、その較差是正のため、ボーナスの引下げ勧告を行っております。主な勧告内容であります。1の令和2年給与勧告の概要にありますとおり期末、勤勉手当を民間の支給状況に見合うよう0.05月引き下げることにより現行の年間4.50月が4.45月となり、引下げ分を期末手当に反映するものであります。

なお、支給月数の内訳といたしまして、本年度においては6月期に2.25月、12月期に2.2月を支給、次年度以降は6月期に2.225月、12月期に2.225月を支給するものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー2及び資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。初めに、議案第31号でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 第16条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附則

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

続きまして、議案第32号でございます。特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年上砂川町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の225.0」を「100分の222.5」に改め、同項第2号中「100分の225.0」を「100分の222.5」に改める。

(上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年上砂川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の225.0」を「100分の222.5」に改め、同項第2号中「100分の225.0」を「100分の222.5」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当に関する特例措置)

2 令和2年度に限り、12月に支給する期末手当の額は、改正後の条例の規定中「100分の222.5」とあるのを「100分の220.0」と読み替えて適用する。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第31号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋成和) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋成和) 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋成和) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定

については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号の質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第32号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第33号

○議長（高橋成和） 日程第5、議案第33号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第33号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,364万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第33号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、20款繰越金187万円の追加で、6,688万9,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が187万円の追加で、42億9,364万円となります。

2、歳出、1款議会費288万円の追加で、4,020万9,000円となります。

1項議会費、同額であります。

2款総務費1万4,000円の追加で、15億9,334万円となります。

6項監査委員費1万4,000円の追加で、117万2,000円となります。

13款職員費102万4,000円の減額で、5億629万1,000円となります。

1項職員費、同額であります。

歳出合計が187万円の追加で、42億9,364万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、1款1項1目議会費288万円の追加で、4,020万9,000円となります。1節報酬191万3,000円の追加は、補選による議員実数1名増と改選による差額分の増によるものであります。3節職員手当等81万6,000円の追加は、補選による議員実数1名増と人勸による減額との相殺によるものであります。10節需用費15万1,000円の追加は、補選及び改選に伴う消耗品費の追加であります。

2款6項1目監査委員費1万4,000円の追加は、改選に伴う差額分の計上であります。

13款1項1目職員給与費102万4,000円の減額は、人勸による精査であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、20款1項1目繰越金187万円の追加は、前年度繰越金を充当するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第33号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和2年第6回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時14分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 堀 内 哲 夫